

## 会議の公開方針について

### 1 公開の可否

資料 3-2 「東村山市子育て総合支援センター運営協議会の傍聴に関する定め」および資料 3-3 「東村山市附属機関等の会議の公開に関する指針」参照

### 2 会議録の作成の手順

- ・議事録(案)を事務局が作成し、委員を代表して会長が確認を行い確定する。
- ・発言者については、「会長」、「副会長」、「A委員」、「B委員」、「C委員」のように表記する。

### 3 ホームページ・情報コーナー等での委員の情報の公表範囲

資料 1 「東村山市子育て総合支援センター運営協議会委員名簿」参照  
・選出区分・氏名・備考（会長、副会長）